

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

湯浅町水道事務所より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要です

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となりました。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)
- ※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日(1年間)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日(2年間)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日(3年間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日(4年間)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日(5年間)

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に郵送にて通知をします。
※郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

●指定更新の要件は新規指定と同様です。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・様式**第一号**及び**第二号**
 - ・**機械器具調書**
 - ・**定款**及び**登記事項証明書**(法人)
又は**住民票**(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
 - ・事業者の所在がわかる**位置図**
 - ・指定更新時確認事項(別紙1)
- ※手数料 10,000円

お問い合わせ: 湯浅町水道事務所 TEL(0737-62-4171)